

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費(会議費)資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	団会議(高速料金)		
年月日	令和3年8月3日～	年月日	金額 2,350円

目的	会派内会議において、委員会質問の内容等について打ち合わせを行う
使途	高速料金(富士～静岡静岡～富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	会派会議を行い、6月定例会委員会質問の内容等について意見交換を行い今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 富士 料金所(至) 静岡</p> <p>21年 8月 3日 9時50分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,260- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A12108-031321-440431 確</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 富士川スマート</p> <p>21年 8月 3日 18時10分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,090- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A12108-031321-440837 確</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,350円	100%	2,350円

支出証拠書


(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民意見聴取 (高速料金)		
年月日	令和 3年 8月 4日～	年 月 日	金額 1,090 円

目的	農業支援について意見交換を行う
使途	高速料金 (静岡 ~ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	農業の後継者に対する支援について、関係者よりご意見を伺い、今後の施策展開に反映していく。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 静岡
 料金所(至) 富士川スマート

21年 8月 4日
 14時59分

通行料金 ¥1,090-
 (ETCクレジット)
 車種 1

取扱番号
 A12108-041321-442030 **確**

※通行料金は消費税率10%対象です。
 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,090円	/	1,090円
		100%	

整理番号	51
------	----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入		
年月日	令和3年8月5日～	年月日	金額 2,220円

目的	情報収集のための書籍購入
使途	書籍(「下手くそやけどなんとか生きてるねん」)購入、振込手数料
政務活動・ 県政との 関連性	薬物・アルコール依存症からのリハビリとして書籍より情報を収集し今後の薬物乱用防止対策や依存症対策について政策提言し県政に反映していく

〈領収書貼付枠〉

※請求書 別紙 貼
※著者からの 直接入りの為、値引き価格

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	120
03 08 05		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0277	お引出し	¥1,780
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥440	1445 0127
		お取扱い できない場合

様

ハヤカワ イクコ 様
TEL0545-62-4645

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,220円	100%	2,220円

請求書 2021年 7月28日 No. _____

早川 以子 様

下記のとおり御請求申し上げます

登録

税込合計金額		¥1780-		消費税額等		
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率%	摘要
	1 下等クマヤシ 1000g	1	¥1600-	¥1600-		
	2 22-17-	1	¥180-	¥180-		
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
合計		%対象 小計		¥1780-		消費税額等
		%対象 小計				消費税額等

GD14020



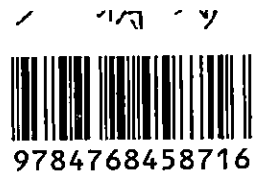
白、この書籍をせよ。

「だなかにも、つゆの私と同じような当事者に
読んでいただけたいです。」

同時に依存症患者とその可能性がある人と

関わり方たちにも是非、読んでいただきたいと
心そないます。例えば、子どもをもつ親御さんや、

保育士さん、学校の先生、
携わり方たち。それがか
院したり、入院したりして



ISBN978-4-7684-5871-6
C0036 ¥1800E
定価 1800 円+税
現代書館

行政職の皆さまです。この街に暮らすみんなが
下手くそやけど
なんとか生きてるねん。

薬物・アルコール
依存症からの
リカバリー

渡邊洋次郎

現代書館

この子どもと関わりは保育士さん、学校の先生
少年犯罪や更生保護に携わり方たち。それがか
の神経医療におつて、通院したり、入院したりして

は患者さんとの関わりは医師や看護師、ソーシャルワ
行政職の方たちです。この街に暮らすみんなが
に関わりをもつた結果、いまの私がある、という事実が
考えたと職種や立場に関わりが、多くの方たちに
読んでいただくことができます。渡邊洋次郎

薬物・アルコール
依存症からの
リカバリー
下手くそやけど
なんとか生きてるねん。

現代書館

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報収集費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	資料購入費		
年月日	令和 3年 8月 5日～	年 月 日	金額 4,510円

目的	情報収集のための購読
使途	時事行財政情報購読料(7月分)、振込手数料
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
03/08/05	118		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店 お取引内容 お取引金額			
0277	お引出し	¥4,070	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	*****
キャッシング	手数料	時刻	お取引できない場合
	¥440	14490135	

お振込先明細
ミツビシユー・イフシアイ
トラノモン
普通 2043260
カ) シ"シ" ツウランシヤ 様
ハヤカワ イクコ 様
TEL0545-62-4645

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,510円	/	4,510円
		100%	

〒 416-0908
静岡県富士市柚木 4 6 0 - 7

公明党静岡県議団
早川 育子 様

お客様番号 [REDACTED]

請求書

公明党静岡県議団
早川 育子 様

請求日	
請求番号	1543827

請求金額 **4,070 円**
(消費税等 370 円を含む)

請求期間 令和 3 年 7 月 1 日~令和 3 年 7 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月 額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モニタ)	早川 育子	1	3,700 (消費税)	1	3,700 370)
合計					4,070

この件についてのお問合せは、 静岡総局 までお願い致します。 (TEL 054-252-1823)

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。

振替口座 00110-8-58000	
みずほ銀行 内幸町営業部	普通 1598455
三井住友銀行 日比谷	普通 0930051
三菱UFJ銀行 虎ノ門	普通 2043260
りそな銀行 虎ノ門	普通 2071079
横浜銀行 新橋	普通 0125917



〒 416-0908
静岡県富士市柚木460-7

公明党静岡県議団
早川 育子 様

お客様番号

領収証

公明党静岡県議団
早川 育子 様

領収日	
領収番号	1543827

領収金額 **4,070 円**
(消費税等 370 円を含む)

期間 令和 3 年 7 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報 モニ)	早川 育子	1	3,700 (消費税)	1	3,700 370)
合計					4,070

上記の通り領収いたしました。
この件についてのお問合せは、 静岡総局 までお願い致します。(TEL 054-252-1823)

発行責任者 総務局長
事務担当者 集計部長

連絡先 03-3524-6081
連絡先 03-3524-6100



支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO 法人日本アレルギー友の会 会費		
年 月 日	令和3年 8月11日～	年 月 日	金 額 4, 1 5 2 円

会の趣旨・目的	専門医による講演会や機関誌等を通じ、アレルギー疾患に対する正しい治療法・知識の普及、患者相互による相談会の開催などを通じ、アレルギーに悩む患者の症状軽快を目指し、社会に貢献する。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による講演会の開催 ・定期的な情報誌の発行 ・相談会の開催
政務活動・県政との関連性	国民病ともいわれるアレルギー疾患に関し、治療法や患者さんの社会生活に関する情報を収集することにより、今後の県のアレルギー政策に反映させていく

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4, 1 5 2円	/	4, 1 5 2円
		100%	

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-08-11	23357	A93190014
取扱店	シス`イカケンチョウナイ	
払込口座	00130-6	109985
払込金額	*4,000	料金 *152

<p style="font-size: small;">振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)</p> <p style="font-size: x-small;">NPO 法人 日本アレルギー友の会</p> <p style="font-size: x-small;">ご依頼人 早川 真子 様</p>	<p style="font-size: x-small;">入金額 *5,152 おつり *1,000</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。

印紙税申告納
 付につき廻町
 税務署承認済

特定非営利活動法人日本アレルギー友の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本アレルギー友の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都江東区住吉2丁目6番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アレルギー性疾患に関する情報を収集して正しい知識を広め、その対策の確立と推進を図り、気管支喘息やアトピー性皮膚炎などの患者の社会復帰、並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)アレルギー性疾患に関する治療及び機能の回復に関する必要なる施策の充実強化を図るための啓蒙、広報に関する事業。
- (2)アレルギー性疾患、特に気管支喘息、アトピー性皮膚炎を有する者の治療相談及び社会復帰のための相談に関する事業。
- (3)定期会報及びアレルギーに関する図書、雑誌の刊行。
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の8種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の運営に積極的に関わり、責任の一端を担うことができ又定期総会及び臨時総会へ出席が可能で、議決権を有する個人
- (2)普通会員 この法人の目的に賛同して入会し、本法人の運営に関わることが無く又総会へ出席する必要のない、総会の議決権を有しない個人及び団体

- (3) Web会員 この法人の目的に賛同して入会し、当会ウェブサイトの会員限定サイトを閲覧することのみができる個人
 - (4) 名誉会員 本法人のために特に功労のあつた者又は学識経験に優れた者で総会に於いて推薦され入会した個人
 - (5) 医師賛助会員 医師たる資格を有し、その医学知識と経験によりこの法人の目的に寄与することのできる個人
 - (6) 医療者賛助会員 薬剤師・看護師等の資格を有し、その医療知識と経験により、この法人の目的に寄与することのできる個人
 - (7) 法人賛助会員 この法人の目的及び第5条の事業に、賛同し、支援することができる法人。及び社会貢献活動に積極的である企業として理事会が推薦する法人
 - (8) パートナー会員 この法人の目的に賛同し、活動に寄与することのできる個人。ただし理事会が認めた場合に限る。
- 2 この法人に常任顧問を置くことができる。
- (1) 常任顧問は理事の推薦により理事長が委嘱する。
 - (2) 常任顧問は本法人の運営等に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
 - (3) 常任顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 この法人に顧問を置くことができる。
- (1) 顧問は理事の推薦により理事長が委嘱する。
 - (2) 顧問は本法人の目的及び第5条の事業に協力することができる。
 - (3) 顧問の任期は特に定めないが、本事業等に協力ができる期間とする。

(入会)

- 第7条 会員（パートナー会員を除く（以下同様））の入会について、特に条件は定めないが、この法人の目的に賛同する個人及び団体（法人も含む）とする。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出したとき。

- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事3人以上11人以内
 - (2)監事1人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号いずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長

が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び予算並びにその変更
- (5)事業報告及び決算
- (6)役員を選任及び解任
- (7)役員の職務及び報酬
- (8)入会金及び会費の額
- (9)資産の管理方法
- (10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11)解散における残余財産の帰属
- (12)事務局の組織及び運営
- (13)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3)監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった

ときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 名誉理事長

(名誉理事長)

第57条 この法人は、永年理事長に従事し、この法人の発展に著しく貢献をし

た者に対し、理事長の退任後2年間、名誉理事長の称号を与えることができる。なお、再任は妨げない。

2 名誉理事長は、この法人の運営に対する指導、助言を行うことができる。

3 名誉理事長は、理事会において任命する。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から最初の通常総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年会費4千円とする。

別表 設立当初の役員

(役職名)	(氏名)
理事長	上野 光子
副理事長	
理事	
監事	

この定款は、平成30年3月10日より施行する。

会費規程

第1条 NPO法人日本アレルギー友の会の会員の入会金および年会費は次のとおりとする。

ただし、既に会員であるものについては、従前通りとする。

(1) 正会員 …… 入会金無料 / 年会費 4,000 円

(2) 普通会员 …… 入会金無料 / 年会費 4,000 円

(3) 医師賛助会員 …… 入会金無料 / 年会費 6,000 円

(4) 法人賛助会員 …… 入会金 30,000 円 / 年会費 120,000 円

第2条 名誉会員は入会金・年会費は無料とする。

第3条 パートナー会員は入会金・年会費は無料とする。

第4条 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

第5条 当該年度の10月以降において入会申し込みをした法人賛助会員が納付する初年度の年会費の額は、第1条第4号に関わらず年会費の1/2とする。

第6条 本規程は、総会の承認を経て、改定することができる。

附 則

この規程は、平成24年5月27日総会承認後から実施する。

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富士市難病患者 家族連絡会 会費 振込手数料		
年月日	令和3年 8月11日～	年 月 日	金額 1,152 円

会の趣旨・目的	専門医による講演会や機関誌等を通じ、難病に関する正しい情報を発信するとともに、相談会や患者相互の交流会の開催により、社会生活の充実を図ることを目的とする
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者総合相談会、専門医による講演会、相談会等の開催 ・患者間の交流会の開催 ・会報の発行
政務活動・県政との関連性	様々な症状が報告されている難病に関し、治療法や患者さんの社会生活に関する情報を収集することにより、今後の県の難病政策に反映させていく

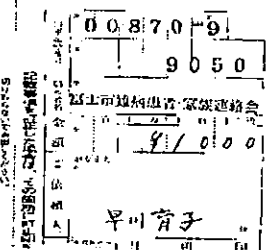
《領収書貼付枠》

別紙

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,152円	/	1,152円
		100%	

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-08-11	23357	A93190013
取扱店	シス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00870-9	9050
払込金額	*1,000	料金 *152
		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*1,200	
おつり	*48	
1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。		

印紙税申告納付につき趣町
 税務署承認済

【富士市難病患者・家族連絡会】

【規 約】

第1条（名 称）

本会は富士市難病患者・家族連絡会（略称：市難病連）と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条（目 的）

本会は原因や治療方法がわからない等の病気や障害などで苦しんでいる患者とその家族が団結し、社会の正しい認識と理解を深めると共に医療と福祉対策の強化をはかる。

第3条（事 業）

前条の遂行のため次の事業を行う。

1. 他難病団体の情報交換および参加団体の相互協力。
2. 市・地方自治体および市内の医師会・歯科医師会との密接な連携を保ち協力を要請する。
3. 医療福祉に関する各種団体と交流し、共に運動を進める。
4. 医療相談会・講演会・交流会・学習および研修会等の開催と、会報誌の発行を行う。
5. その他、目的遂行のための必要な事業。

第4条（構 成）

1. 難病患者および患者家族会員と、本会の目的及び事業に賛同する賛助会員をもって構成する。
2. 会 費
会 員 1,000 円/年
賛助会員 1口 2,000 円/年 以上とする。

第5条（総 会）

1. 総会は最高の議決機関であり、理事会の議決をもってその開催を決定する。
2. 総会においてはこの規約と別に定める規定がある他、次の事項を決議する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 決算書・予算書並びに事業報告書及び事業計画書の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) その他重要な事項

第6条（組織及び運営）

1. 本会は理事会によって運営される。
2. 理事会は最高の執行機関であり、会員・賛助会員および有識者の中から選出された理事をもって構成される。
 - (イ) 理事は代理の出席が認められる。
 - (ロ) 理事会は必要に応じて開催される。
 - (ハ) 理事会は総会に提出する議案の作成及び総会で決定した事項並びに会の運営上必要な事項を執行する。
- (二) 理事会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第7条（役員）

本会は次の役員を置く。

会 長	1名	会 計	1名
副 会 長	1名	理 事	若干名
事務局長	1名	会計監査	2名
事務局長次	1名		

役員任期は2年とし再任は妨げない。

第8条（会計）

1. 本会の経費は会費・賛助会費・寄付金・助成金及びその他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする

第9条（内規）

本会に必要な細則は内規をもって別に定める。

※付則

本規約は昭和60年7月 7日をもって発効する。

平成28年 4月16日改正

平成29年 7月 1日改正

平成31年 4月13日改正

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	資料購入費		
年月日	令和 3年 8月23日～	年 月 日	金額 4,510円

目的	情報収集のための購読
使途	時事行財政情報購読料(8月分)、振込手数料
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	122
03:08:23		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0277	お引出し	¥4,070
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥440	15010172
		お取扱い できない場合

お振込先明細のご案内
ミス本
ウチサイワイチヨウ
普通 1598455
カ)シ)シ)ツクシンシヤ 様
ハヤカワ イクコ 様
TEL0545-62-4645

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,510円	100%	4,510円

〒 416-0908
静岡県富士市柚木 4 6 0 - 7

公明党静岡県議団
早川 育子 様

お客様番号 [REDACTED]

請求書

公明党静岡県議団
早川 育子 様

請求日	
請求番号	1549930

請求金額 **4,070 円**
(消費税等 370 円を含む)

請求期間 令和 3 年 8 月 1 日~令和 3 年 8 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月 額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モニタ)	早川 育子	1	3,700 (消費税)	1	3,700 370)
合計					4,070

この件についてのお問合せは、 静岡総局 までお願い致します。(TEL 054-252-1823)

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。
発行責任者 経理局長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6100
下記振込先の口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツウシツヤ」です。

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。

振替口座 00110-8-58000	
みずほ銀行 内幸町営業部	普通 1598455
三井住友銀行 日比谷	普通 0930051
三菱UFJ銀行 虎ノ門	普通 2043260
りそな銀行 虎ノ門	普通 2071079
横浜銀行 新橋	普通 0125917



〒104-8178 東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社時事通信社
代表取締役社長 境 大樹
電話 03-6300-1111 番 代 表

支出証拠書

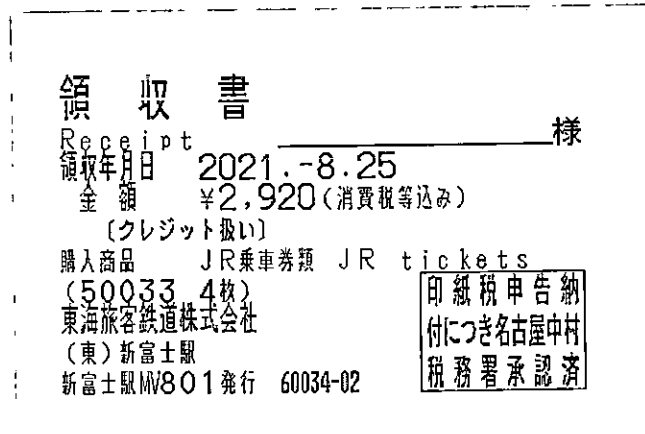
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・ 会議費 ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	団会議 (交通費 駐車料金)		
年月日	令和 3年 8月25日～	年 月 日	金額 3,420円

目的	会派内会議において、9月定例会代表質問の内容等について打ち合わせを行う
使途	交通費 (新富士 ~ 静岡往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	会派会議を行い、9月定例会代表質問の内容等について意見交換を行い今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

- ※ 支払者 早川育子
- ※ 駐車料金の領収証は別紙



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,420円	100%	3,420円

領 収 証

令和 3 年 8 月 25 日

早川 ひと子 様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐 車 時 間

8 時 56 分 から

駐 車 料 金

¥ 500

新富士駅富士山口駐車場.

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7
TEL (0545) 61-8321

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和 3年 8月26日～	年 月 日	金額 4,401 円

目的	情報収集のための新聞購読
使途	新聞購読料 (静岡・朝日・富士・岳南)
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 順整 No.
01 006 006

公明党県議団

振
様

品名	部数	金額(円)	備考	行収金額 (含消費税)
*朝日新聞 朝刊	1	3,700		8,802 円
*静岡新聞	1	3,300		
*岳南朝日新聞	1	822		2021 年 08 月分
*富士ニュース	1	980		
10%対象 0 (内消費税 0)				領収致しました。(引落日)
8%対象 8,802 (内消費税 652)				2021 年 08 月 26 日

(有) 星野新聞

静岡県富士市緑町1-28



本店 0545-52-0376

係

ご領収ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由 私用としての利用があるため案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,802円	1/2 50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和 3年 8月26日～	年 月 日	金額 1,850 円

目的	情報収集のための新聞購読
使途	新聞購読料 (読売)
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証
公明党県議団 御中

2021年 8月分
(23) 141.00自振
お問合せNo. XXXXXXXXXX
(8% 3,700円)
(10% 0円)

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*読売新聞朝刊	1	3,700	

合計金額
3,700円

毎度、ご愛読いただきまして誠にありがとうございます。合計金額には、消費税が含まれています。

朝刊休刊日は9月13日付朝刊です
新聞の配達・集金等に関するお問合せは
お気軽に当店までお申し付け下さい
フリーダイヤル0120-185049

読売新聞・静岡新聞・スポーツ報知
有限会社 雨森新聞舗
〒416-0912 富士市加島町5-18
TEL(0545)61-5049/FAX(0545)61-3854

(証券No. 103-2021/08/24 13:12:06)



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため案分する	3,700円	1/2	1,850円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費(要請情報活動費) 会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	知事要望(高速料金)		
年月日	令和3年8月26日～	年月日	金額 2,270円

目的	知事に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望を行う
使途	高速料金(富士～静岡 日本平久能山～富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	知事に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を行い、迅速な対応を求め、今後の県政に反映させていく

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 富士 料金所(至) 静岡</p> <p>21年 8月26日 11時24分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,260- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A10108-261010-664421</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 富士川スマート</p> <p>21年 8月26日 14時55分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,010- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A10108-261019-141025</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,270円	/	2,270円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和3年8月30日～	年月日	金額 4,250円

目的	情報収集のための新聞購読
使途	新聞購読料(日経・毎日)
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため
<<領収書貼付枠>> 03-08-30 購読料 *8,500 田畑新聞店	

案分の理由 私用としての利用があるため案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,500円	1/2 50%	4,250円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費 (会議費) 資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	団会議 (高速料金)		
年月日	令和 3年 8月 31日～	年 月 日	金額 2,020円

目的	会派内会議において、9月定例会代表質問の内容等について打ち合わせを行う
使途	高速料金 (富士川 ~ 日本平久能山 日本平久能山 ~ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	会派会議を行い、9月定例会代表質問の内容等について意見交換を行い今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 日本平久能山</p> <p>21年 8月 31日 9時 19分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,010- (ETC/クレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A15108-312347-111922</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 富士川スマート</p> <p>21年 8月 31日 15時 53分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,010- (ETC/クレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A15108-312361-559626</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,020円	100%	2,020円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・ 早川育子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名			

≪領収書貼付枠≫ ※別紙

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用での利用があるため案分する	18,216円	1/2	9,108円
		50%	



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 8月 4日 07:05

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット IC

出光ゼアス P-19(内)
37.88 L 0143.0 5417円
01200.00

合計 5,417円
(内、消費税等(10.00%) 492円)

DrivePayお問合せ番号

支払区分：一括
承認No. 0000004622
端末処理通番：18628

伝No: 10526 担当:8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 8月13日 17:05

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット IC

出光ゼアス P-22(内)
28.84 L 0147.0 4239円
01200.00

合計 4,239円
(内、消費税等(10.00%) 385円)

DrivePayお問合せ番号

支払区分：一括
承認No. 0000004630
端末処理通番：22058

伝No: 10097 担当:8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 8月26日 10:51

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット IC

出光ゼアス P-25(内)
37.19 L 0145.0 5393円
01200.00

合計 5,393円
(内、消費税等(10.00%) 490円)

DrivePayお問合せ番号

支払区分：一括
承認No. 0000004671
端末処理通番：24162

伝No: 10633 担当:8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 8月29日 16:03

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット IC

出光ゼアス P-25(内)
21.84 L 0145.0 3167円
01200.00

合計 3,167円
(内、消費税等(10.00%) 288円)

支払区分：一括
承認No. 0000004689
端末識別番号：0817501317865
端末処理通番：24446 ATC：0038
IC/MS識別子：IC
AID:A9000000851010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 11314 担当:8800

$$418.216 \div 2 = 209.108$$